

令和 7 年度第 2 回 寝屋川市男女共同参画審議会 議事要旨	
日時：令和 7 年 8 月 27 日(水)午前 10 時～12 時 00 分	場所：寝屋川市役所議会棟 5 階 第二委員会室
出席委員：大束委員長、藤田副委員長、森川委員、濱田委員、加来委員、瀬戸委員、坂口委員、 岸本委員、下田委員、鈴木委員、横藤田委員 計 11 名 欠席委員：蔵本委員、百井委員	
事務局（担当課）：危機管理部 人権・男女共同参画課	傍聴：0 人
1. 「第 5 期ねやがわ男女共同参画プラン」について グループ討議で審議 審議内容：Ⅱ 暮らしの安全と安心の確保 課題 1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶 (4) 性犯罪・性暴力の予防と被害者支援 (5) D V 被害者支援のための加害者対策 【A グループ】（大束委員長、濱田委員、加来委員、坂口委員、横藤田委員） ①課題 1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶 (4) 性犯罪・性暴力の予防と被害者支援 主な意見 ・周知方法の改善として、具体的に何を行うのか。 ・広報の周知方法は、リーフレット等を設置する「Take 型」だけではなくポスターを貼る等「Receive 型」を取り入れる。 ・若い世代への周知はデザイン性のあるポスターだけではなく、Q R コード等の活用が必要ではないか。 ・L I N E やアプリ等で市民が気軽に情報や相談ができるようになると良い。 ・不登校への対応はどうするのか。 ・スクールカウンセラーの配置で第 5 期プランの目標値の達成は見込めるのか。 ・スクールカウンセラーのジェンダーやL G B T Q（性的マイノリティー）に関する相談は十分なのか。また心理教育の内容にジェンダーは含まれているのか。 ・女性に対するあらゆる暴力となっているが、最近は男児の被害者も多い中で、女性の暴力のように偏った教育内容になっていないのか。 ・全児童が参加をするため「男女共同参画の視点からの課題はない」とあるが、本当にそう言えるのか。 ・いじめの性暴力は減少しているのか。 ・正課教育内と関連させて学ぶ機会が必要ではないか。 ・探求活動と関連させる。 ・子どもの発達段階において、疑問や興味、悩みに向けた積極的にアプローチを図る。 ・目標のデジタルシティズンシップ教育はどうなったのか。 ・S N S 被害は常にアップデートする必要があるが対策を講じているのか。 ・聞くだけではなくグループワークやディベート等の体験などを取り入れる。 ・デジタルデバイスの家庭での管理方法について、S N S を含む使い方を親としても知りたい。そのような動画とかも作成する。 ・子どもに向けた啓発の目的と教育方法がわからない。具体的に明記する必要がある。 ・展示やセミナーの告知はイベントと結び付けて何かできないか。 ・若者とのプロジェクト化を図る。 ②課題 1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶 (5) D V 被害者支援のための加害者対策 主な意見 ・加害者対策について情報収集だけでよいのか。市としては何かできないのか。 ・D V 被害者支援連絡会議では、加害者に関するどのような内容を取り扱ったのか。 ・D V 加害者に対してのカウンセリングやセミナーはあるのか。フォロー体制を設けているのか。 ・D V 加害者予防に対しての取り組みは。	

- ・ 実際、加害者に対してのアプローチは実務担当者でどのようなことを行っているのか。
- ・ 民間団体等が自主的に実施している「DV加害者プログラム」を導入する。
- ・ 加害者も何らかの心理トラブルを抱えているので「加害者の心理の根底」について理解を深める。
- ・ 男性相談の活用や、相談員を育てる動きが必要である。

【B グループ】（藤田副委員長、森川委員、瀬戸委員、岸本委員、下田委員、鈴木委員）

①課題 1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(4) 性犯罪・性暴力の予防と被害者支援

主な意見

- ・ 相談先の周知として、スーパーマーケット等の日常生活で訪れる施設に協力を依頼する。
- ・ 相談できる環境や雰囲気等がイメージしやすいような内容を掲載する。
- ・ 被害者のための広報はホームページだけではなく、被害者が相談へ行く先に置くのが良いのでは。
- ・ いじめ対策等に取り組んでいる所管課であるのはわかるが、監察課の中身について広く周知が必要ではないか。ホームページ等のキーワードの検索で目に付きやすいようにする。
- ・ スクールカウンセラーの相談や研修を実施するだけではなく、フィードバックする仕組みはあるのか。
- ・ スクールカウンセラーによる教育相談等の事例を共有し、問題発見・解決に繋げていくことが大事ではないか。
- ・ 幼少期教育としてCAPは良い取り組み。
- ・ CAPで性暴力の予防についての内容は含まれているのか。
- ・ CAPを3・6年生と1人当たり2回受ける計算となるが、2学年で1回にして、計3回受けれるようにはできないか。
- ・ 地域でもできることとして挨拶や声掛けを行う。
- ・ 子どもに向けての提供として、低学年には絵本や漫画でわかりやすく表現して提供したらどうか。
- ・ 全児童が参加をするため「男女共同参画の視点からの課題はない」ではなく、プログラムの内容が適切であるかどうかの認識が必要ではないか。
- ・ プライベートゾーン教室の実施が2校のみだが、もっと拡大して実施できないか。プライベートゾーンは大切なものだという認識を幼児から年齢に応じて話す機会を設ける。
- ・ 人権SOSミニレターがあることで、子ども達が発信しやすくなった。
- ・ SNSノートおおさかをチャート式で考える。一般にも目が付くように。
- ・ スマホの使用法の勉強会を親子の参加プログラムとして行う。
- ・ SNS利用適正化について携帯キャリア事業者に協力を依頼する。
- ・ SNSでの子どもの性被害が増加してるので、情報モラル教育について具体的に取り組むべきでは。
- ・ ホームページのピックアップの有効活用を行う。

②課題 1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(5) DV被害者支援のための加害者対策

主な意見

- ・ 男女共同参画の視点として、性別によって支援が異なるがDV被害者にとって必要なことを把握できているのか。
- ・ 改善として情報収集に努めるとあるが、情報をどう生かすかが大切である。
- ・ DV被害者支援連絡会議で行った研修の成果はどう生かされているのか。
- ・ 企業等の周知が課題である。
- ・ 加害者対応を行っている専門機関からの情報収集が必要。
- ・ 加害者対策として再犯防止の窓口や支援方法は具体的にいいのか。
- ・ 地域のネットワーク構築を図る。

<まとめ>

【A グループ】発表項目→課題 1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶(4)

40 番について、広報周知として記載されてるホームページとか市役所だけではなく、様々なところで周知を行う必要があるのではないかと。少し工夫として、例えばQRコードを活用した周

知や、LINEを使って周知を行う等の方法を考えて欲しい。

41 番について、スクールカウンセラーを配置し予防教育を実施するとあるが、スクールカウンセラー自体が、男女共同参画の視点を持ってるのかと言われると、必ずしもそうではない。スクールカウンセラーに関して、男女共同参画についての視点を持つ研修が必要なのではないか。また予防教育についても、実施されてる事業の内容を見ると正課以外で行われてるところが多い。教科書等を活用した支援教育でもあるため、より正課教育の中で行う、或いは正課教育と関連づけて学ぶことが必要になるのではないかと。どう関連させるのかというと、例えば小学校・中学校で探究という科目が設定されているので、関係する活動をさせる。またディベートやオープンディスカッションを行うような形で、単に教えるのではなく子どもたちが相互で議論し合うことで解決できるような仕組みを作る必要があるのではないかと。

次に、義務教育の中で、男児が受ける性教育・性暴力の被害について記載が無いが、内容はどのようなものになっているのか。女児でも相談しにくい内容であるため、男児はより相談しにくい可能性が高い。このような状況に対して、どう働きかけを行うのか、今後の課題としてちょっと検討いただけたらというふうに思います。

監察課の取り組みで、全児童が参加をするため「男女共同参画の視点からの課題はない」と改善ではない内容が記載されているが、もしも無いと言い切るのであれば、性暴力は無くなったのですか。いや、そうではないはずである。課題があるにも関わらず課題が無いと記載するのはいかなものかという意見が出た。

42 番について、SNSを通じた性被害の実態が、大人にはわからないところも多々ある。実際に若い人たちにSNSの使い方を聞き出すべきである。それを知らない大人が考えて何か対策をすることは難しいだろう。若い人たちに意見を聞いた上で対策を考えることが必要ではないか。

またふらっと市民セミナーの参加者が少ないことについて、若い人たちとプロジェクトを作っていくのも1つの考え方としてある。

【Bグループ】発表項目→課題1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶(4)

40 番について、様々な場面で周知ができるよう学校や行政の窓口だけではなく、子どもに関しては塾や習い事の場所、大人にはスーパーや飲食店、ショッピングモールのように様々な場面で周知できる環境が必要ではないか。知ってもらうことで被害者にも情報が伝わり、より多くの方の知識になることによって、加害者側にとっても抑止力になるのではないかと。また加えて、情報が集約されるような拠点についても周知が必要で、大阪市では医療機関から行政であったり、弁護士の団体に繋がるような仕組みがある。ここに行けば、情報が何でも手に入るというような場所を作るところも必要ではないか。相談の実績が共有されないことには、なかなか課題も見つけにくく、解決・改善に繋がっていくのも難しい。周知についてもホームページに掲載をされていますけど、なかなか見つけにくい場所にあたりするので、定期的にピックアップすることも大事である。

41 番について、プライベートゾーン教育であったりCAPは、非常に有効な手法だと思われる。ただCAPについて、課題の記載の方法として、全児童が参加をするため「男女共同参画の視点からの課題はない」ではなく、もっと違う記載方法にするなど見直して欲しい。SNSに関しては、載せたものが拡散してしまうニュースとかあるが、誰でも加害者になり得るところがあるため、携帯のキャリアの事業等の学校・行政以外に協力を求めながら、地域で防ぐような仕組みを作っていく必要があるのではないかと。

42 番について、市民セミナーの参加者が少ないのはセミナーの内容が理由かわからないが、もう少し工夫するべきである。

【Aグループ】発表項目→課題1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶(5)

43 番について、加害者対策ということでDV被害者支援連絡会議を実施しているが、年に1度の会議内の情報収集でいいのか。市として独自で加害者対策は実施しているのか。市では、被害者の支援を積極的に行っているということで、被害者の具体的なフォローや支援方法を知りたい。おそらく市内でどういう被害が多いかという実績はあると思うので、それを基に独自で何を行っているかわかるような内容があれば良いのでは。また方向性としては、法人や民間団体等で、加害者プログラムが実施しているので、積極的に利用する方が良いのではないかと。

また、加害者の男性については、社会の中であったり、自身が過去に被害を受けた可能性もあるかもしれない。そのような心の傷を抱える人にメンタルケアや男性相談をできるようにする必要がある。

【Bグループ】発表項目→課題1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶(5)

43 番について、DV 被害者支援のための加害者対策とは何かというイメージが委員の中で一致してない部分がある。イメージによっておそらく全然違う意見が出てくるだろうという意見が出た。人権・男女共同参画課では、被害者支援に力を入れていることから、市として何の対策ができるのか考えても難しいという結論にはなった。できることに限りがあるというように思われるが、年に 1 回の研修会だけで本当にいいのか。加害者対策としても、例えば住民基本台帳見られないようにする閲覧制限の対応とか、具体的な対応が法的に整備はされているので、実際に行ったことをきちんとフィードバックすることが必要である。そしてそれを担当課が持ち帰って、他の課に共有することが大事ではないか。

また加害者対策として、基本的には被害者を作らないために 40 番から 42 番の取り組み及び対策をきちんとやっていくことが、まずベースではないか。DV の被害者支援と言えば、どうしても女性を念頭に置きがちになるところがあり、おそらく男性と女性で必要としている支援が違うところがあるため、取りこぼしがないか聞き取って、それを分析した上でフィードバックしていくということが必要ではないか。DV の定義も実は難しく、おそらく 20 年前に言われていた殴るというわかりやすい DV から、経済的 DV というものが言われるようになったり、精神的 DV という形で受け皿の広さも変わってくる。被害者が求める支援が変わってきているので、その部分は行政の方でキャッチアップをする。市役所に相談に来たときに、例えば人権にいきなり繋がる人は少ないので、違う形で相談に行ったときに困っている話をしたら、何かしらの支援を受けた方がよいのではないかという話をできるようにする。職員が自分の担当課内で気付ける意識を醸成していくことができるようになれば良いのではないか。

2. 「その他」

連絡事項